

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルンジ	ブジュンブザ港改修計画のための贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	ブジュンブザ港改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,800,000千円 H31.12.31まで	H26.5.23 ブジュン ブザで (同日)	日本側 寺田達志在ブルンジ大使 ブルンジ側 ローロン・カザフツレ外務・国際協力大臣	H26.6.9 185号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。